

■ 小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金 国

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。

対象 次のいずれかの子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主

▷新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

▷新型コロナウイルスに感染したなど、小学校を休むことが必要な子ども

支給額 休暇中に支払った賃金相当額×10/10
※日額上限額有り。

適用日 令和2年2月27日(木)～9月30日(水)の間に取得した休暇。春休みなど学校が開校する予定のなかった日などは除く。

問) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (☎0120-60-3999)

■ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース） 国

時間外労働の制限その他の労働時間などの設定の改善および仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対し

て、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

詳細はお問い合わせください。

問) テレワーク相談センター (☎0120-91-6479)

■ 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース） 国

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、病気休暇制度や特別休暇制度を新たに整備するなどした事業主に経費の一部を支給するものです。

詳細はお問い合わせください。

問) 広島労働局雇用環境・均等室 (☎082-221-9247)

新型コロナウイルス感染症拡大防止などへの支援

■ テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金 県

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民への自粛要請などを踏まえ、売上の減少に苦しむ事業者、特に影響の大きい飲食店が行うテイクアウトやデリバリーなど、新たな取り組みへの新規参入を支援するものです。

対象 広島県内に主たる事業所を有する中小事業者（飲食業、宿泊業）

助成金限度額 30万円

助成率 10/10

助成対象期間 事前申出完了通知日から令和2年10月31日(土)まで最長3か月間

主な対象経費 新たにテイクアウトやデリバリーに取り組むための初期費用など

- ▷販売促進費
- ▷配送用車両など借上費
- ▷器具備品費
- ▷店舗等内装工事費

問) 公益財団法人ひろしま産業振興機構 新型コロナ対策事業推進チーム
(☎082-207-0226)

■ 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金 市

飲食店が新たにテイクアウトまたはデリバリー事業に参入する場合の費用を助成します。

対象 次の条件を全て満たす者

- ▷(公財)ひろしま産業振興機構(以下産振構)が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けたもの。ただし、産振構の予算の関係で交付を受けられなかった場合を除く。
- ▷市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む資本金5千万円以下従業員50人以下の中小企業者など。ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行う者を除く。
- ▷テイクアウトまたはデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、または受ける予定があり、かつ令和2年4月1日以降に参入するもの
- ▷次のいずれかに該当する取り組みを新たに開始する者

- ア 飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざいなどの店頭販売を新たに開始する場合または、飲食店営業の3類の許可を

取得し、仕出し・弁当などの販売を新たに開始する場合

イ 飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当などの販売を新たに開始する場合

- ▷保健所の許可(必要となる食品関係許可)の写しが提出できる者
- ▷必要な許認可を取得し、食品衛生法をはじめ関係法令を遵守すること
- ▷延滞金を含む市税の滞納がないこと

助成限度額 最大20万円

助成率 1/2

主な対象経費

- ▷チラシなどの販売促進費
- ▷配送用車両など購入または借上費
- ▷テイクアウト用容器などの器具備品費
- ▷ショーウィンドーなどの店舗内装工事費

注意事項 産振構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業の補助を受けて購入した1つの備品の不足分を市の本助成金で補填することは不可。必ず産振構の助成金と異なる費目での本助成金の申請を行うこと

対象期間 令和2年10月31日(土)まで